

校区外から通学するとき

*校区外通学（指定校変更・区域外就学）については、豊中市役所第一庁舎 6 階の学務係で承諾の手続きが必要です。庄内・新千里出張所では、受付できませんのでご注意ください。

*登下校については保護者の方が付き添うなど、安全面の配慮をお願いいたします。

校区外通学承諾についての条件等は下記ホームページでご確認ください。

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/nyugaku/kouugai.html>

さらに詳しいことを知りたい方は、豊中市教育委員会 学校教育課 学務係へお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

豊中市教育委員会教育総務室 学校教育課 学務係
電話番号：(06) 6858-2553